

本人通知制度がスタート

住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を、本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した証明書の交付年月日・種類および通数、交付請求者の種別を郵送によりお知らせする本人通知制度が1月4日から始まります。

この制度の実施により、不正が発覚する可能性が高まることから、委任状の偽造や不必要な身元調査などによる不正請求の防止につながります。

制度を利用するためには

事前登録が必要

本人通知を希望される場合には、前もって市に登録していただく必要があります。

受付窓口

旧支所の各地域市民センターおよび市民課で事前登録の受付を執務時間中に行います。申込

書に必要事項を記入の上、各窓口で手続きしてください。

登録できる人

甲賀市の住民基本台帳に記載されている人または、戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

事前登録手続に必要なもの

本人確認書類(免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・パスポート等)

代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は、戸籍謄本などで法定代理人の資格を証するもの。(市内に本籍があり、市で法定代理の資格が確認できる場合は不要です)

通知の対象となる証明

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍附票の写し(除かれた附票を含む)
- ・戸籍謄本および抄本(除票を含む)

※詳しくは、下記問い合わせまでお問い合わせください。

住基カードの交付手数料が無料(平成26年3月31日まで)

自動交付機を利用して戸籍の証明などを取得できる住民基本台帳カードが、平成26年3月31日までの間、無料でお作りいただけます。

現在、住基カードをお持ちの人も暗証番号を登録すると自動交付機が利用できますので、窓口でご確認ください。カードの裏に㊟のゴム印がない場合は、登録が必要になります。

住基カードは、毎週火曜日の延長窓口でも作ることが出来ます。本人の写真、本人確認書類、市民カード、旧町の印鑑登録カードをご持参いただき申請してください。約20分程度で交付することができます。

市民カードでは、戸籍の証明を自動交付機で取ることができませんのでご注意ください。

年金を受けられるみなさまへ

「還付申告相談会場のご案内」

- 年金受給者の方を対象に、還付申告相談会を開催します。

開設日	会場	開設時間
平成25年2月8日(金)～2月15日(金) (土・日・祝日を除く)	水口社会福祉センター 福祉ホール	午前9時30分～12時 午後1時～4時

- 昨年まで開催していた甲賀市役所甲南庁舎、甲賀大原地域市民センター、信楽開発センター、土山開発センターにつきましては本年度は開催しませんので、ご注意ください。
- 公的年金等を受給されている方については、昨年より確定申告の手続が変更になりましたので、次のお知らせをご覧ください。

- ※お越しの際は、必要書類、筆記用具、電卓、印鑑等をご持参ください。
- ※必要書類等、詳細については水口税務署までお問い合わせください。

問い合わせ

水口税務署 ☎62-0314 (代表)
※上記番号におかけいただくと自動音声によりご案内しております。
アナウンスに従い、「0番」を押してください。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要になる場合があります。

平成23年分の確定申告から、公的年金等に係る雑所得を有する方で、以下の要件に該当する方は、所得税の確定申告書の提出が不要となる旨、所得税法の一部が改正されました。

所得税の確定申告書の提出が不要となる場合

①公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が、400万円以下

②「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が、20万円以下

上記①、②の両方に該当する場合

重要なお知らせ

- (注) 上記の要件に該当する場合でも、所得税の還付を受けられる方は確定申告書の提出が必要です。
- 所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは、税務課市民税係にご相談ください。

問い合わせ

税務課 市民税係
☎65-0679 ☎63-4574

平成26年1月から記帳・帳簿の保存制度が改正になります。

個人で『事業や不動産貸付等を行うすべての方』は記帳と帳簿等の保存が必要となります。(所得税の申告の必要のない方も、保存制度の対象となります。)

詳しくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

甲賀市指定地域密着型サービスの事業等に関する条例制定に対するご意見募集中

◆素案の閲覧ができる場所：市ホームページ掲載、長寿福祉課・市民窓口センター・各地域包括支援センター、旧支所である土山地域市民センター・甲賀大原地域市民センター・甲南第一地域市民センター・信楽地域市民センター

◆募集期間：平成25年1月16日(水)まで

◆意見の提出方法：任意様式または意見用紙により、住所、氏名、電話番号を明記のうえ次のいずれかの方法で

- ①長寿福祉課への直接提出
- ②郵便(1月16日(水)必着)
- ③FAX
- ④電子メール

提出先・問い合わせ

長寿福祉課 高齢者支援係
〒528-8502
滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
☎koka10254000@city.koka.lg.jp
☎65-0696 ☎63-4085

新春経済講演会の開催

市商工会では、新春経済講演会を開催します。

参加をご希望の方は、下記をご覧ください。

日時 1月29日(火)

【開場】午後1時30分

【開演】午後2時00分(終演予定午後3時45分)

場所 碧水ホール ☎0748-63-2006

講師 青山 繁晴氏(作家・国家戦略アナリスト)

講演会タイトル 2013 日本経済の新生を考える

申し込み方法 ご希望の方は、電話またはFAXにてお申し込みください。

※申込者多数の場合は、お断りすることがございます。

※お申し込みの際にいただいた個人情報は、本講演会でのみ利用させていただき、それ以外での使用はいたしません。

受講料 無料

主催 甲賀市商工会 ☎62-1676 ☎63-1052



講師の青山繁晴氏